

みよし野菜ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町の農業の振興を図るため、みよし野菜ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、三芳町に属する。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、次に掲げる目的(以下「使用目的」という。)に限り使用することができる。

- (1) 三芳町の農産物の消費拡大に寄与するもの
- (2) 三芳町の農業、農産物のPRに寄与するもの
- (3) 地産地消の社会的意義などを普及啓発するもの
- (4) その他、町長が認めたもの

(使用基準)

第4条 使用目的に賛同する者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 三芳町及びロゴマークの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 使用目的から外れた使用をするおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (6) 次条の規定による承認を受けずに使用するとき。
- (7) その他、その使用が著しく不相当と町長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ町長にロゴマーク使用申請書(様式第1号)を提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 三芳町が使用するとき。
- (2) その他、町長が適当と認めるとき。

2 町長は前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、その可否を決定し、ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。ただし、町長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、承認日から町長が指定する期間を期限とする。ただし、更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、三芳町が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 商標登録出願願を行わないこと。
- (5) 完成品等は、完成後、速やかに三芳町に提出すること。ただし、完成品等の提出が困難である場合については、その形状が分かる写真の提出をもって、完成品等の提出に代えることができる。

（承認の変更）

第9条 ロゴマークの使用承認後、承認された内容について変更するときは、再申請を行うものとする。

（承認の取消）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知のあった日以後、当該承認に係る該当物を使用してはならない。

4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

5 町長は、使用者に必要な応じロゴマークの使用状況について報告させ、又は使用状況について調査することができる。

(責任の制限)

第11条 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においても、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失により三芳町に損害を与えたときは、町長は、その使用者に対し、その賠償を請求することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。